

令和2年12月22日

各位

株式会社福岡中央銀行

「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」の取扱延長について

この度は、新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

福岡中央銀行(頭取 古村 至朗)は、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、直接的または間接的に影響を受けられた事業者さまをご支援するため「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」の取扱いを延長いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.特別融資の取扱延長

変更前	変更後
令和2年12月30日(水)まで	令和3年3月31日(水)まで

2.特別融資の概要

名 称	新型コロナウイルス感染症対応特別融資
ご利用いただけ る 方	今般の新型コロナウイルス感染拡大により、直接的・間接的に影響を受けられた法人および個人事業主
資 金 使 途	新型コロナウイルス感染症発生の影響による事業維持・継続に必要な資金
ご融資限度額	定めなし
ご融資期間	10年以内
ご融資利率	当行所定の利率
取扱期間	令和2年2月28日(金)～令和3年3月31日(水)

2. お申込み方法

お近くの福岡中央銀行の本支店窓口にて承ります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

(株)福岡中央銀行 融資統括部 担当：山本

T E L : 092-751-4436

平日（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時